令和4年7月8日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における物価高騰の影響を強く受けている福祉施設等に対し、市民への安定的なサービス確保のために必要な経費の助成を行うにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該給付金等の交付等に関して必要な事項を定める。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉施設等

- ① 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第8条第7項、8項、9項、10項、11項、19項(通い、宿泊に関するものに限る)、20項、21項、22項、23項(通い、宿泊に関するものに限る) 及び26項に規定するサービスを提供する施設
- ② 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の 4、第 20 条の 6 に規定する施設
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律 第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。)第5条第6項、7項、8項、10 項、12項、13項、14項及び17項に規定するサービスを提供する施設
- ④ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第6条の2の2第2項、3項、4項に 規定するサービスを提供する施設及び第42条、第43条に規定する施設
- ⑤ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する施設
- (2) 入所施設

福祉施設等のうち、施設へ入所してサービスを提供する施設及び宿泊してサービス を提供する施設((3)(4)(5)に定める施設を除く)

(3) 障害者入所施設(区分①)

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条6項に規定するサービスを提供する施設をいう (療養介護)。

(4) 障害者入所施設(区分②)

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条8項、10項、12項(宿泊に関するものに限る)及び17項に規定するサービスを提供する施設をいう(短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助)。

(5) 障害児入所施設

福祉施設等のうち、児童福祉法第42条に規定する施設をいう。

(6) 通所施設

福祉施設等のうち、居宅より施設へ通いサービスを提供する施設((7)(8)に定める施設を除く)

(7) 障害者通所施設

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条7項、12項(宿泊に関するものを除く) 13項及び14項に規定するサービスを提供する施設をいう(生活介護、自立訓練(機能 訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援)。

(8) 障害児通所支援施設

福祉施設等のうち、児童福祉法第6条の2の2第2項、第4項に規定するサービスを 提供する施設をいう(児童発達支援、放課後等デイサービス)。

- (9) 利用者
 - (2)~(8)に掲げる施設における各サービスの給付を受けた者をいう。
- (10) 給付対象利用者総数

令和4年6月1日から30日までの期間における給付対象となる利用者の総数に12を乗じた数。

ただし、令和4年6月1日から令和4年10月1日までに事業の開始をした場合、事業開始月又は事業開始月の翌月のうち、いずれかの月の1日から30日までの期間における給付対象となる利用者の総数に、事業開始月から令和5年3月までの月数を乗じた数とする。

(給付対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、神戸市内に住所を 有する福祉施設等とする。

ただし、下記の施設は除く。

- (1) 令和4年10月1日時点において事業を開始していない福祉施設
- (2) 申請時点で事業を廃止している福祉施設
- (3) 国及び地方公共団体が運営する福祉施設

(給付対象経費)

- 第4条 給付金の交付対象となる経費は、対象事業者が負担する次に掲げる経費とする。
 - (1) 光熱水費
 - (2)食材費
 - (3)消耗品費
 - (4) その他市長が必要と認める経費

(給付金の額)

- 第5条 対象事業者に交付する給付金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 入所施設 給付対象利用者総数一につき90円
 - (2) 障害者入所施設(区分①) 給付対象利用者総数一につき90円
 - (3) 障害者入所施設(区分②) 給付対象利用者総数一につき 60円
 - (4) 障害児入所施設 給付対象利用者総数一につき 60円
 - (5) 通所施設 給付対象利用者総数一につき 30円
 - (6) 障害者通所施設 給付対象利用者総数一につき 30円
 - (7) 障害児通所支援施設 給付対象利用者総数一につき 30円
- 2 前項にかかわらず令和4年度内に事業の廃止、休止等を行った対象事業者については 給付金の額について所要の調整を行う。

(交付申請)

- 第6条 給付金の交付を受けようとする福祉施設等の代表者(以下「申請者」という。)は、 次に掲げる書類を令和4年10月31日までの間に市長に提出して、申請しなければなら ない
- (1) 神戸市コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第1号別記)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨をコロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、申請者に対し給付金を交付しないことを決定した場合は、その旨をコロナ禍に おける物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金不交付決定通知書(様式第3号)によ り申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、給付金の交付決定にあたり、当該給付金の交付の目的を達成するために対象事業者に対し以下の条件を付するものとする。
- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収証書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を給付金の交付の決定の日(事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(給付金の交付)

第8条 市長は、前条第1項による交付の決定をした場合には、対象事業者に対し、当該給付金の全額を概算払する。

(事業の中止または廃止)

- 第9条 対象事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合においては、次に掲げる書類を事業中止(廃止)の日から起算して15日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)
 - (2) コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業実績報告書(様式 第5号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 10 条 対象事業者は、補助金規則第 15 条に基づき事業の実績を報告しようとするときは、事業の完了後、令和 5 年 4 月 10 日までに、コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業実績報告書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定と精算)

- 第11条 市長は、補助金規則第16条による交付額の確定を行ったときは、コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金額確定通知書(様式第6号)により、速やかに対象事業者に通知するものとする。ただし、確定した給付金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。
- 2 市長は、対象事業者に交付すべき給付金の額を確定した場合において、既にその額を超 える給付金が交付されているときは、その超える部分につき期限を定めて返還させるも のとする。

(給付金の返還等)

- 第12条 市長は、補助金規則第19条による給付金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨をコロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該対象事業者等に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により給付金の交付を取り消した場合において、既に給付金を交付 しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(検査及び報告)

- 第13条 市長は、給付金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置(以下「検査及び報告等」という。)を求めることができる。
- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関して必要な事項は、福祉局長が 別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

神戸市コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金 交付申請書兼概算払請求書

					年	月	日
神戸市長 様							
	组	È Ā	近				
		 I 体 彳					
	施設	と・事業原	 所名				
	事	業所番	号				
	代录	長 者 職 凡	6 名				
	電		舌				
	=	子メーク	レ				
						_ ,,	
	いて、神戸市コロ						
	対象事業者としての					を交付	
賏いたく安綱第6	6条の規定に基づき、	、関係書	碁類を添えて	甲請し	ます。		
		=	٦				
1	+ 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	言			ш		
1 給付	寸金の金額				— 円		
2 事業	美の収入および支出	고宁 (9	ıı =⊐ <i>\</i>				
2 事未	€の収入わよい又山	了是(左	り高じ人				
3 6月	中の延べ利用者数	7	、所		人		
3 0/1		ィ 所(障害			— 入 — 人		
) ("/ 通所		— 入 — 人		
		~			/\		
4 振汐	△先口座(下の同意	欄にチュ	ェックする [‡]	易合は記	入不要))	
(振込先口座)	責権者登録番号	有(,			
		,		1 普	<u> </u>		
金融機関名		銀行	預金種目	2 当』			
		支店		3 その [.])
口座番号			口座名義(カ				
振込先口座の情報を兵庫県国民健康保険団体連合会から							
提供を受けることに同意する							

収支予算書

1 収入の部 (単位:円)

科目	予算額	摘要
給付金		
計		

2 支出の部 (単位:円)

科目	予算額	摘要	
光熱水費・食材費・消耗品費など			
物価高騰の影響による経費			
計			

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。